

食安輸発0615第5号
平成27年6月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産生食用えび(生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類に限る。))

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成27年6月15日付け食安輸発0615第3号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降、タイ産生食用えび(生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類に限る。)については、同計画IV-1の1(1)の「検査強化対象食品」として取り扱うこととしますので、御了知の上、関係者等への周知方よろしく申し上げます。